

都内介護サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
施設支援課
在宅支援課

令和6年度介護職員等処遇改善加算等の計画書・加算届の受付開始について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

令和6年6月からは、介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算（以下、「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下、「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から介護職員等処遇改善加算（以下、「新加算」という。）へ一本化されます。

都では、新加算の適用にあたっての計画書等の受付を実施いたしますので、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

なお、各事業所が移行できる新加算の区分等については、別添「旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅴの算定要件（早見表）」を参考にしてください。

記

1 新加算の適用にあたっての手続きについて

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（以下、併せて「加算届」という。）」、「令和6年度処遇改善計画書（以下、「計画書」という。）」の提出が必要となります。

例年は、加算区分の変更がない場合は加算届の提出は不要ですが、今回は報酬改定に伴い、**新加算を取得する全事業所・施設が加算届を提出する必要があります。**

つきましては、下記の記載内容及びホームページをご確認いただき、加算届及び計画書を同時に提出いただきますようお願いいたします。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>



2 提出方法

クラウドアプリにて計画書と加算届を同時に申請してください。上記のホームページに計画書の様式、加算届の様式及び提出用クラウドアプリのリンクを掲載いたします。

※加算届は、旧3加算と新加算で2種類必要な場合もあります。詳細は別紙1をご確認ください。

※加算届は事業所ごとに作成し、提出先ごとにzipファイル形式でまとめてご提出ください。なお、各サービス種別の提出先の一覧については、別紙2を御確認下さい。

※5月新規開設事業所につきましては、一部提出方法が異なります。詳細は別紙1、2をご確認ください。

3 提出期日

計画書及び加算届共に令和6年4月15日(月)

※全施設・事業所は6月から新加算を取得するための加算届を提出する必要があります。期日までに計画書又は加算届のいずれか片方でも提出がない場合、新加算を取得できなくなるため、上記期限までご提出いただきますようお願いいたします。

4 その他

○職種間配分ルールの緩和について

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認められることとなりました。

なお、令和6年4月及び5月に旧3加算を算定する場合にも、介護職員以外への柔軟な配分が可能です。

○申請様式の簡素化について

介護サービス事業所の事務負担に配慮し、同一法人内の事業所数が10以下の介護サービス事業者等については、別紙様式6により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができます。特に、**1法人1事業所の方は、簡素化のメリットが大きいので、積極的な活用を検討してください。**

また、令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には、新加算Ⅲ又はⅣに対応する令和6年4月及び5月の旧3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7-1により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができます。

○令和6年4月または5月から旧加算を新たに取得する場合や、取得区分を変更する場合も、上記2、3のとおり必要書類をご提出ください。

○令和6年7月以降に新加算を適用する場合の提出期日等については、追ってホームページ等からご案内します。

○厚生労働省ホームページにて、制度概要説明や計画書の記入方法に関する動画が公開されています。詳細は、以下URL又は二次元コードよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html



5 問い合わせ先

○計画書に関するお問い合わせは、上記のホームページに設けている質問フォームからお願いいたします。介護保険課処遇改善加算等計画書審査班から回答いたします。

加算届に関するお問い合わせは、別紙2を御確認下さい。

(担当) 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
処遇改善加算等計画書審査班